

## 新型コロナウイルス対応におけるテント泊を伴う指導者集合訓練の運営方針 【ウッドバッジ研修所スカウトコース、ウッドバッジ実修所】

指導者養成委員長 大久保秀人  
日本連盟ディレクター 栗田哲郎

新型コロナウイルスの影響によって、従来のかたちでの実施は、感染予防の観点から考えると難しい状態です。感染予防対策を行った上で、訓練を実施することとします。

確実な対応をお願いします。

### 1. 感染予防にあたっての前提

- a. 参加者、スタッフに感染者がいる可能性もあることを考え感染対策を行うこと。
- b. 実施開設の可否は、開設県連盟理事長の最終判断とし、日本連盟で開設中止を決定します。
- c. 各地域、自治体、政府における感染予防ガイドライン行動指針に基づくこと。
- d. 日本連盟指導者養成委員会より発信された「指導者集合訓練における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」2020.6.9 ver01に基づくこと。

### 2. 準備段階において検討すべきこと

- a. コース毎に感染予防ができる定員を定める
  - ・ 定めた人数を超える参加申込みがあった場合は、当該部門の隊長を最優先として、研修歴や指導者奉仕歴等を考慮して、所員会議にて参加者を選考する。
- b. 研修場所の確保
  - ・ 参加者、スタッフのソーシャルディスタンスを確保する。
  - ・ 屋外で研修や講義ができる、十分な広さを確保する。
  - ・ 舎営、野営、炊事場所の確保。  
部屋の広さに応じた定員、一人ひとりが宿泊できる個別のテントの確保など。
- c. 感染予防グッズの手配  
※参加者、スタッフの個人装備品としての検討も行う。
  - ・ 消毒用アルコール
  - ・ 次亜塩素酸ナトリウム消毒液
  - ・ 体温計（非接触型）
  - ・ マスク（研修日数分）、フェイスシールド
  - ・ ゴム手袋、ペーパータオル
- d. 参加者、スタッフ、各自の健康管理
  - ・ 健康管理チェックシートの作成（2週間分）
- e. 県外からの参加者、スタッフの移動制限の確認
  - ・ 旅行制限の可否
- f. 参加者への事前案内

- ・ 感染予防対策について
  - ・ 健康管理について（健康管理チェックシート作成。検温、健康状態）
  - ・ 行動記録について（行動記録シート作成。参加前、2週間の行動記録）
- g. 研修中の献立と食事における対応
- ・ 参加者、スタッフの献立の検討  
（一人ひとり小分けしてあるような食材、レトルト、缶詰など。但し、すべてが簡易にならないように）
  - ・ 食事は、個人の食器・箸など個別で使用できるように準備をする
- h. 各セッション内容の確認
- ・ 三密になるようなプログラムは、内容を変更し、三密を避ける（ゲーム、隊集会など）。
- i. 研修中の感染予防に対する行動指針の作成
- ・ 講義（セッション担当者と参加者のソーシャルディスタンスの確保）
  - ・ 生活面（積極的に感染防止対策を個人で行う）
  - ・ 調理食事（対面での食事は避け、食事中の会話を慎むなど）
  - ・ その他の場面において
- j. 緊急連絡体制の確認

### 3. 研修中の感染予防対策

- a. 入場時（受付）の参加者、スタッフの健康状態の確認
- ・ 健康チェック（事前配布の健康管理チェックシートにて）
  - ・ 検温
  - ・ 行動記録の確認（行動記録シートにて）
- b. 体調管理
- ・ 参加者、スタッフは毎朝定時に検温し記録を行う。
  - ・ 訓練期間中に体調不良を感じた参加者・スタッフは直ちに申し出るようにすること。
- c. 使用場所や物などの消毒（次亜塩素酸ナトリウム消毒液）
- ・ 使用前、使用中、使用後の消毒
  - ・ 参加者、スタッフの日々の手指消毒（消毒用アルコール）
- d. 研修場所の換気（部屋の場合）
- ・ 窓開け
  - ・ 換気（換気扇やサーキュレーターなどを用いて、空気を循環させる）
- e. ソーシャルディスタンスの確保（2メートル以上確保）
- ・ 集合、解散時
  - ・ 講義時の机の配置  
⇒グループ毎のテーブルに座る人数を制限する  
⇒対面にならないようなテーブル配置、座席配置（教室形式、U字型など）
- f. 各グループの人数の制限（少人数）
- g. 研修中の行動指針の徹底
- h. その他、研修場所に応じた、感染予防対策の実施

#### 4. 訓練中に感染者が発生した時（疑いがある場合も含む）の対応

コース中に参加者もしくはスタッフが感染の疑われる体調不良を訴えた場合は、開設県連盟に連絡するとともに、地域の保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」等に連絡し、その指示に従って対応する。コース中に感染者が発生した場合は、速やかに訓練を中止した上で、保健所の指示の下で感染拡大への対策を講じるとともに、県連盟を通じて日本連盟に報告する。

以上